

議員提出議案第12号

安全・安心の医療と看護の実現のため医師・看護師の増員
を求める意見書

このことについて、下記のとおり、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣
に意見書を提出する。

平成18年12月20日

提出者 三朝町議会議員 遠藤 勝太郎

賛成者 三朝町議会議員 吉田 文夫

賛成者 三朝町議会議員 牧田 武文

賛成者 三朝町議会議員 岡本 岩夫

賛成者 三朝町議会議員 山田 道治

平成18年12月20日 原案可決

三朝町議会議長 牧田武文

安全・安心の医療と看護の実現のため医師・看護師の増員
を求める意見書

医療事故をなくし、安全・安心でゆきとどいた医療・看護を実現するためには、過酷な労働条件を改善し、医療従事者がゆとりと誇りを持って働き続けられる職場づくりが不可欠です。しかし、医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、医師や看護師の不足がふたたび深刻な問題となっています。

鳥取県内では岩美町立岩美病院に見られるように、医師が激務による過労から退職に追い込まれ、後補充できないまま心療内科の休診、認知症病棟の休棟、加えて女性医師の産休で小児科を休診せざるをえなく、地域医療が確保できない状況が起こっています。こうした状況はどこの医療機関でも起こりうる状態であり、岩美病院に限ったことではありません。

看護師は仕事に追い回されて疲れ果て満足な看護もできないジレンマの中で

離職が相次ぎ、アンケート調査によると4分の3が辞めたいと思っているほどで、新卒の看護師は1年以内に1割を超える職員が退職し、定年まで働き続けることが困難となっています。

欠員を直ちに補充とともに、大幅増員を実現することが切実に求められています。看護職員については、少なくとも「夜間は患者10人に対して1人以上、日勤帯は4人に対して1人以上」の配置にすることが必要です。

過酷な労働実態を改善するため、夜勤日数の上限規制などの法整備が必要です。また、「安全・安心のコスト保障」も必要で、診療報酬などによる財政的な裏づけが求められます。

こうした医師・看護師確保の危機的状況を一刻も早く解決し、地域住民の医療確保をするため、下記項目について対策を講じられるようお願いいたします。

記

- 1 医師・看護師を大幅に増員してください。
- 2 看護師の配置基準を、「夜間は患者10人に対して1人以上、日勤は患者4人に対して1人以上」とするなど、抜本的に改善してください。
- 3 夜勤日数を月8日以内に規制するなど、「看護職員確保法」等を改正してください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月20日

鳥取県東伯郡三朝町議会